

令和4年度国土交通省調達改善計画

令和4年3月31日

令和4年度国土交通省調達改善計画

1. 本計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、政府においては、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするを基本的な理念とし、調達改善の取組を進めているところである。

本計画は、「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年4月5日行政改革推進本部決定)及び「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」(平成 27 年1月 26 日行政改革推進会議)に基づき、調達改善の取組内容や目標を定めたものであり、これに基づく調達改善の取組を推進することで、行政コスト(事務負担)にも留意しつつ、当省の調達の競争性のより一層の確保、経済性の向上を図り、調達コストの縮減や調達対象の品質確保に資することを目的とするものである。

2. 国土交通省の調達の現状

(1) 国土交通省の調達実績

令和2年度における国土交通省の調達件数は約 4.5 万件、調達金額は約 4 兆円。

表1. 令和2年度 国土交通省における調達の契約種別実績

(単位: 件数、億円)

契約種別		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	34,273	75.4%	32,008	80.0%
	企画競争による 随意契約	4,882	10.7%	3,700	9.3%
	公募による 随意契約	760	1.7%	460	1.1%
	不落・不調による随 意契約	333	0.7%	354	0.9%
	小 計	40,248	88.6%	36,522	91.3%
競争性のない随意契約		5,185	11.4%	3,478	8.7%
合 計		45,433	100.0%	40,000	100.0%

(注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(注2)契約種別は、契約に至った種別にて整理。

(注3)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(2)契約種別ごとの応札状況

令和2年度について、契約種別ごとに件数ベースで見ると、競争契約では約4割、企画競争による

随意契約では約6割が一者応札となっている。

表2. 令和2年度 国土交通省における調達に応札状況

(単位:件数、億円)

契約種別	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	12,088	8,316	22,185	23,692	34,273	32,008
割合	35.3%	26.0%	64.7%	74.0%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約	3,142	1,183	1,740	2,517	4,882	3,700
割合	64.4%	32.0%	35.6%	68.0%	100.0%	100.0%
公募による随意契約	760	460	-	-	760	460
割合	100.0%	100.0%	-	-	100.0%	100.0%

(注1)「公共調達の適正化について(平成18年8月25日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(注2)契約種別は、契約に至った種別にて整理。公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続(競争契約又は企画競争による随意契約)により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札(応募)者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札(応募)者数により整理する。

(注3)応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

(注4)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(注5)「公募による随意契約」欄には、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものについては原則除外している。

(3)調達経費の内訳

令和2年度における調達経費の内訳を見ると、公共工事等が大宗を占める(件数の約58%、金額の約80%)。

表3. 令和2年度 国土交通省における調達経費の内訳

(単位:件数、億円)

調達経費	本省		地方支分部局等		合計		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
公共工事等	公共工事(A)	61	757	11,211	25,905	11,272	26,661
	割合(A/J)	3.2%	38.2%	25.7%	68.1%	24.8%	66.7%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	100	20	14,938	5,550	15,038	5,570

	割合(B/J)	5.3%	1.0%	34.3%	14.6%	33.1%	13.9%
	小計	161	777	26,149	31,454	26,310	32,231
物品 役務 等	情報システム(C)	264	720	751	359	1,015	1,079
	割合(C/J)	14.0%	36.3%	1.7%	0.9%	2.2%	2.7%
	電力(D)	10	7	803	184	813	191
	割合(D/J)	0.5%	0.4%	1.8%	0.5%	1.8%	0.5%
	ガス(E)	4	0.3	48	3	52	3
	割合(E/J)	0.2%	0.02%	0.1%	0.01%	0.1%	0.01%
	調査研究(F)	633	160	430	226	1,063	386
	割合(F/J)	33.6%	8.1%	1.0%	0.6%	2.3%	1.0%
	競争的資金による研究(G)	7	1	14	0	21	1
	割合(G/J)	0.4%	0.1%	0.03%	0.00%	0.05%	0.00%
	その他物品購入(H)	161	25	4,028	1,560	4,189	1,586
	割合(H/J)	8.5%	1.3%	9.2%	4.1%	9.2%	4.0%
	その他役務業務(I)	646	292	11,324	4,230	11,970	4,522
	割合(I/J)	34.3%	14.7%	26.0%	11.1%	26.3%	11.3%
小計	1,725	1,206	17,398	6,562	19,123	7,769	
合計(J)		1,886	1,984	43,547	38,017	45,433	40,000
(参考)本省・地方支部部局等の割合		4.2%	5.0%	95.8%	95.0%		

(注1)「公共調達適正化について(平成18年8月25日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(注2)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(注3)「情報システム」は、システムに係る開発、改修及び維持管理(賃貸借、運用及び保守含む)等に係る調達を指す。

(注4)「調査研究」は、「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係る調達を指す。

(注5)「競争的資金による研究」は、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係る調達を指す。

(4)競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

表3における物品役務等の契約件数が占める割合と比較して、一者応札の契約件数は、物品役務等の占める割合が大きい(表3における物品役務等の件数割合は約42%、表4における物品役務

等の件数割合は約 58%)。

表4. 令和2年度 国土交通省における競争契約による一者応札に係る調達経費の内訳

(単位: 件数、億円)

調達経費		本省		地方支分部局等		合計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事(A)	15	58	2,647	4,231	2,662	4,289
	割合(A/J)	2.5%	7.5%	23.0%	58.4%	22.0%	53.4%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	21	3	2,361	1,120	2,382	1,124
	割合(B/J)	3.5%	0.4%	20.5%	15.5%	19.7%	14.0%
	小計	36	61	5,008	5,351	5,044	5,412
物品役務等	情報システム(C)	169	567	358	241	527	808
	割合(C/J)	28.4%	72.7%	3.1%	3.3%	4.4%	10.1%
	電力(D)	0	-	62	10	62	10
	割合(D/J)	-	-	0.5%	0.1%	0.5%	0.1%
	ガス(E)	2	0.2	8	1	10	1
	割合(E/J)	0.3%	0.02%	0.1%	0.01%	0.1%	0.01%
	調査研究(F)	110	20	79	10	189	30
	割合(F/J)	18.5%	2.5%	0.7%	0.1%	1.6%	0.4%
	競争的資金による研究(G)	0	-	10	0	10	0
	割合(G/J)	-	-	0.1%	0.00%	0.1%	0.00%
	その他物品購入(H)	84	20	1,952	741	2,036	761
	割合(H/J)	14.1%	2.6%	17.0%	10.2%	16.8%	9.5%
	その他役務業務(I)	194	111	4,016	895	4,210	1,006
	割合(I/J)	32.6%	14.2%	34.9%	12.3%	34.8%	12.5%
小計	559	717	6,485	1,898	7,044	2,616	
合計(J)	595	779	11,493	7,250	12,088	8,029	
(参考)本省・地方支分部局等の割合	4.9%	9.7%	95.1%	90.3%			

- (注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。
- (注2)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。
- (注3)「情報システム」は、システムに係る開発、改修及び維持管理(賃貸借、運用及び保守含む)等に係る調達を指す。
- (注4)「調査研究」は、「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係る調達を指す。
- (注5)「競争的資金による研究」は、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係る調達を指す。

(5)工事の実施状況

工事の調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札による調達を行っている一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成 17 年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行を踏まえ、品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。現在では、ほぼすべての工事で、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。

令和2年度については、約7割が一般競争入札となっており、その大半が総合評価落札方式で行われている。

表5. 令和2年度 国土交通省における工事の契約件数及び金額

(単位:件数、億円)

契約種別		工事全体				うち総合評価			
		契約件数		契約金額		契約件数		契約金額	
			合計に占める割合		合計に占める割合		工事全体に占める割合		工事全体に占める割合
競争契約	一般競争	10,230	67.4%	20,830	87.1%	9,741	95.2%	20,747	99.6%
	指名競争	477	3.1%	800	3.3%	253	53.0%	466	58.3%
	小計	10,707	70.6%	21,630	90.4%	9,994	93.3%	21,213	98.1%
随意契約		4,469	29.5%	2,290	9.6%				
合計		15,176	100.0%	23,920	100.0%				

(注1)「国土交通省直轄工事等契約関係資料(令和3年度版)」(金額は当初契約金額)を基に作成。

(注2)PFI事業を除く。

(注3)計の欄の計数は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(6)競争性のない随意契約の状況

競争性のない随意契約の全契約に占める割合は、件数及び契約金額ともにほぼ横ばい状態が続いている。

表6. 競争性のない随意契約の推移

(単位:件数、億円)

年 度	競争性のない随意契約				契約全体	
	契約件数		契約金額		契約件数	契約金額
		割合		割合		
平成 25 年度	4,422	8.8%	1,072	3.0%	50,268	36,307
平成 26 年度	4,856	10.8%	1,310	4.2%	44,829	30,826
平成 27 年度	5,170	12.0%	1,381	5.3%	43,125	26,073
平成 28 年度	6,090	13.4%	2,939	9.5%	45,329	30,784
平成 29 年度	5,132	12.0%	1,873	6.4%	42,623	29,151
平成 30 年度	5,377	12.6%	2,504	8.8%	42,586	28,525
令和元年度	5,290	11.7%	2,067	6.2%	45,236	33,571
令和2年度	5,185	11.4%	3,478	8.7%	45,433	40,000

(注1)「公共調達適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

3. 調達改善計画の推進体制等

(1) 調達改善推進チーム

本計画の推進・自己評価等を行うため、調達改善推進チームを設置する。調達改善推進チームは、統括責任者、副統括責任者及びメンバーをもって組織することとし、統括責任者は大臣官房長とするほか、構成員は以下のとおりとする。

統括責任者 :大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長、大臣官房参事官(会計担当)及び大臣官房技術調査課長

メンバー :副統括責任者がその所属職員の中から指名する者

調達改善推進チームは、発注関係部局との連携の下、調達改善計画の策定及び進捗把握・管理を行うとともに、実施状況の把握等を通じて、必要な場合には、調達改善計画の改定を行い公表するものとする。

(2) 外部有識者の関与

調達改善推進チームは、調達改善計画の策定並びに上半期終了後及び年度終了後の自己評

価の結果について、外部有識者から意見を求めるものとする。

また、公正入札調査会議等を活用し、調達改善計画の取組状況について外部有識者から意見を求める。

(3) 内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の解消への取組状況等の確認を重点監査項目として位置付け、内部監査を実施する。

4. 自己評価の実施方法

実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等については、上半期(4月～9月)終了後及び年度終了後に本計画の実施状況等について自己評価を行い、その結果をホームページにより公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させるものとする。

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		
							目標達成予定時期		
○		工事における総合評価の改善	・外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	適正な評価を実施するなど、総合評価の改善方法を検討する。		4年度中 (随時)
○		工事における受発注者の事務負担軽減	・技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	段階的選抜方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。		4年度中 (随時)
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・本省及び地方支分部局において、参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底する。 ・調達内容に応じて、それぞれ、以下の取組の強化に努める。 * 物品等の調達: 特殊な車両や重油の購入など、その特殊性から取扱業者数が少ない物品等の調達については、参入可能者の把握に努めるとともに、取扱業者が他にいない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行も検討する。 * システム関係: 専門的な業務内容に関するシステムの運用・保守については、既設システムの環境・構成を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を示すことで広く入札参加を促す。 * 施設・設備等の維持管理: 業者が作業員の確保などの履行体制を十分整えられる準備期間の確保や、地域外からの新規参入促進を図るための仕様書の明確化及び参考資料の情報提供を行う。 * 調査等の役割: ホームページ等に事前の発注の見通しを公表することや、過年度の調査報告書を公開することなど、調達情報の周知を徹底し、参入可能性のある業者の裾野を広げる。 ・結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、本省内及び地方各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、本省ホームページに公表する。 ・特に複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。 ・上記の取組の結果、改善が図られた案件について、本省にて事例を取りまとめ、ノウハウ等の共有を図るとともに、より競争性の働く仕組みの導入について検討を行う。 ・各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。 		A	-	・事前・事後検証の徹底、改善事例の共有等を行い、発注者側の取組により改善が見込めるもの競争性の向上を目指す。		4年度中 (随時)
○		調達事務のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・本省及び地方支分部局において、以下の取組を推進する。 * 入札説明会をオンラインで開催する。 * 押印省略が可能な場合、見積書等の徴取を電子メールで行う。 * 工事・コンサル業務については、電子入札システムで電子入札、電子契約システムで電子契約を行っており、デジタル化が進められている。物品・役務については、電子調達システムで電子入札及び電子契約を行っており、電子入札はデジタル化が進んでいる一方、電子契約は導入が進んでいない。紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に声掛けするなど運用拡大に努める。 		B	-	地方支分部局等も含めて省全体で調達事務のデジタル化を進める。		4年度中 (随時)
○	○	電力調達、ガス調達の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・電力調達については平成28年度から、ガス調達については平成29年度から、それぞれ、順次、一般競争入札へ移行しているところであり、検討中の案件について、共同調達・一括調達の導入の検討や市場の状況を踏まえつつ、更なる移行を引き続き推進する。 ・電力調達において、一般競争入札を行う際に、再生可能エネルギー電力の調達や旧供給電力事業者が異なる地域の事務所・施設等をとりまとめて調達する等の電力コストの更なる削減を、部局における調達状況を踏まえ、可能な限り推進することに努める。 ・再生可能エネルギー電力の調達においては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)」における、2030年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることとの記載を踏まえ、一般競争入札等は再生可能エネルギー比率60%以上を初度の要件として行う。 ・電力・ガス調達における一般競争入札の導入状況・ノウハウ等をとりまとめ、本省・地方支分部局等との間で内容の共有を図る。 	再生可能エネルギー電力の調達について、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)」における調達目標の達成を目指すため。	B	28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札案件の増加と、引き続き随意契約となった全案件についての一般競争入札への移行可否の検討により、競争性の向上を目指す。 ・再生可能エネルギー電力調達の推進に取り組み、2030年までに国土交通省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。 		4年度中 (随時) 12年度まで

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>○共同調達・一括調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、本省及び全地方支分部局等において、共同調達及び一括調達を推進する。 部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省と地方支分部局等との間で一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施するなど、状況に応じて拡大に向けた検討を行う。 	継続
<p>○随意契約の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果を本省ホームページにおいて公表する。 競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようにする。 	継続
<p>○コピー経費等の節減</p> <p>留め置きプリント、タブレット等を活用したペーパーレス会議、白黒・両面・2アップ印刷の活用等によりコピー経費等の節減に努める。また、部署毎の使用枚数の定期的な集計・イントラ掲載、コピー1枚当たりの費用の掲示等、コストの見える化に努める。</p>	継続
<p>○少額な契約への対応</p> <p>会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。</p>	継続
<p>○クレジットカード決済の活用</p> <p>「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。</p>	継続
<p>○内部監査の実施</p> <p>引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。</p>	継続
<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価) 調達改善に係る研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ) 調達情報の発信強化(府省共通調達総合情報システムと連携したメールマガジンの活用) 	継続